

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金にかかるQ&A

R3/9/28現在

項目	質問内容	回答
協力金の概要等	1 大規模集客施設等時短要請に対する協力金の概要とは何か。	まん延防止等重点措置に伴い、多数の者が利用する施設で建築物の床面積が1,000m ² を超える大規模集客施設等について営業時間の短縮を要請します。これに全面的に応じていただいた施設に協力金を交付するものです。
	2 協力金の交付対象となる施設は何か。	<p>〈対象区域〉 宮崎市全域 (まん延防止等重点措置区域)</p> <p>〈対象施設〉</p> <p>① 建物の床面積が1,000m²を超える 体育館等運動施設、博物館等、遊興施設・遊技場 (スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等)、 大規模小売店・ショッピングセンター等、サービス業を含む 店舗(スーパー銭湯)等の大規模集客施設</p> <p>② ①の一部を賃貸するテナント事業者等(飲食店以外) ※ スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、 図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容室、美容室、 質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短営業の 対象外となります。</p>
	3 時短要請に応じなかった場合に罰則はあるか。	要請に応じない施設に対する罰則等はありません。
	4 大企業でも申請できるのか。社団・財団・NPO法人等も対象となるのか。	要件を満たせば対象となります。事業者の規模は、交付要件ではありません。 また、財団等については、営利目的での運営施設であれば対象となりますが、団体活動のみの使用など営利目的でない場合は協力金の対象になりません。
	5 宮崎県内に本社がない(県外に本社がある)場合も申請できるのか。	大規模集客施設運営事業者及びテナント事業者の本社の所在地は、問いません。宮崎市、日向市及び門川町(まん延防止等重点措置区域)にある対象施設及び当該施設のテナント等が対象となります。
	6 申請期間はいつになるのか。その方法は。	第2期分(交付対象期間:令和3年9月13日(月)~令和3年9月30日(木))の申請の受付は、10月5日(火)~11月5日(金)までです。具体的な申請方法は、申請の手引きを御確認ください。
大規模集客施設	7 床面積が1,000m ² を超えているか否かは何に基づいて判断するのか。	登記事項証明書(建物)、建築確認申請書、大規模小売店舗立地法上の届出の写しなどに記載されている床面積で判断します。 なお、床面積ですので、工作物や敷地面積は含まれません。
	8 自己利用部分床面積はどこまで含まれるのか。	大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向けの事業の用に直接供している部分(テナント部分店舗等を除く)であって、営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積とします。時短要請対象となる床面積のことはありません。 また、大規模集客施設内に存する、催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路部分は含まれます。 なお、テナント店舗部分、生活必需物資販売部分、サービス提供を直接行っていない部分(階段、施設間の連絡通路、エレベーター、トイレ、バックヤード等)は除外します。

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金にかかるQ&A

R3/9/28現在

項 目	質 問 内 容	回 答
9	建物の床面積が1,000㎡を超える大規模集客施設等を運営しているが、生活必需物資等を販売する要請の対象外を除くと自己利用部分の面積が1,000㎡に満たない。この場合の協力金の算定はどうか。	<p>大規模集客施設等の自己利用部分面積は、1,000㎡未満を切り捨てて計算(※)しますが、1,000㎡に満たない場合は1,000㎡とみなして計算します。</p> <p style="text-align: center;">※例) 2,500㎡ ⇒ 2,000㎡として計算 800㎡ ⇒ 1,000㎡として計算</p>
10	テナント事業者等の管理把握分とは何か。	<p>多数のテナント事業者等を持つ大規模集客施設において、テナント事業者等の管理把握に負担が生じていることを踏まえて、交付するものです。</p> <p>なお、テナント事業者等の管理把握分については、次の店舗が合計10以上存在する大規模集客施設であることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力金の交付対象となるテナント事業者が運営する店舗 ・ 特定百貨店店舗
11	特定百貨店店舗とは何か。	<p>床面積が1,000㎡を超える百貨店等において、事業を営む店舗で、以下の要件をすべて満たすものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該店舗の売上げが当該百貨店等に入ったん計上され、その後分配されること ・ 当該百貨店等から一定の区画の分配を受けていること ・ 当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいること
12	特定百貨店店舗を運営しているが、協力金の申請は可能か。	<p>テナント事業者にあたらないことから、協力金の申請はできません。特定百貨店店舗については、一律2万円を一括して施設に給付することとしておりますので、施設におかれましては、特定百貨店店舗への適切な給付をお願いいたします。</p>
13	大規模集客施設運営事業者が、施設内のテナント事業者分もまとめて申請できるか。	<p>テナント事業者の協力金の交付対象となる施設内のテナント事業者の分を大規模集客施設運営事業者がまとめて申請することができます。</p> <p>その際、テナント事業者の添付書類で一部省略可能となります。詳しくは手引きの申請手続きを参照ください。</p>
14	運営している大規模集客施設内のテナント店舗に営業時間短縮を呼びかけたが応じない店舗があった。この場合も協力金の対象となるか。	<p>大規模集客施設運営事業者の自己利用部分で要請に応じていれば、当該部分は協力金の対象となります。(短縮要請に応じないテナントは、もちろんテナント等協力金の対象となりません。)</p>
15	運営している大規模集客施設内にテナント店舗が100店舗存在しているが、そのうち、大規模集客施設の時短営業の影響を受けていない(生活必需品販売施設等の)店舗が30店舗ある。また、特定百貨店店舗が15店舗存在しているが、そのうち大規模集客施設の時短営業の影響を受けていない店舗が10店舗ある。この場合、テナント店舗の管理把握分と特定百貨店店舗分はどうか。	<p>テナント事業者等の管理把握分の対象となるテナント店舗とは、協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗となります。</p> <p>このため、全体のテナント店舗数(100)から時短営業の影響を受けていない店舗数(30)を差し引いた70店舗が管理把握分の対象となります。</p> <p>一方、特定百貨店店舗については、協力金の支給対象となっていないテナント店舗についても店舗数に含めることができるため、15店舗となります。</p> <p>よって、テナント店舗の管理把握分は85店舗(テナント70+特定百貨店15店舗)、特定百貨店店舗分は5店舗として計算します。この特定百貨店店舗分について、施設におかれましては、特定百貨店店舗への適切な給付をお願いいたします。</p>

大規模集客施設

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金にかかるQ&A

R3/9/28現在

項目	質問内容	回答	
16	ショッピングモールを運営しており、同一敷地内にA館とB館があり、それぞれ建物として独立しているが、合わせて一体のサービスを提供している。この場合、どのように申請すれば良いか。	建物として完全に独立している場合でも、複数の施設で一体のサービスを提供している場合は、A館とB館をあわせて1つの施設として申請してください。	
テナント店舗等	17	協力金の申請ができるテナント事業者とは、どのような事業者か。	大規模集客施設との契約に基づき、当該大規模集客施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模集客施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模集客施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む事業者であること、加えて、当該大規模集客施設が時短営業を行ったことに伴い時短営業を行った店舗事業者となります。
テナント店舗等	18	テナント店舗の床面積が100m ² 未満で休業や時短営業をした場合は、交付の対象となるのか。	テナント店舗の床面積が100m ² 未満の場合は、100m ² とみなして計算しますので、対象となります。
	19	時短要請の対象かつ時短要請に全面的に協力した大規模集客施設に入居している店舗面積が1,000m ² を超えるテナント事業者だが、自ら大規模集客施設として協力金を申請することは可能か。	可能です。大規模集客施設として申請するためには、宮崎県が営業時間短縮の要請をした施設に該当し、かつ、自己の判断で営業時短を決定した等、大規模集客施設運営事業者としての申請要件を満たしていることが必要です。 ただし、大規模集客施設運営事業者としての協力金と、テナント事業者としての協力金を重複して受給することはできません。
	20	協力金の交付対象となる大規模集客施設が午後8時までの時短営業を行うことで、要請対象外（生活必需物資等）のテナント事業者がやむを得ず時短営業をすることとなった場合、交付の対象となるのか。	大規模集客施設が時短営業を行うことで、やむを得ずテナント事業者が時短営業をすることとなった場合は、業種を問わず（生活必需物資等販売店を含む）、交付の対象となります。 ※ 飲食店は、飲食店向けの協力金の交付対象となり、テナント事業者の協力金は受給できません。
	21	協力金の交付対象となる大規模集客施設内にある飲食店が時短営業を行った場合は、テナント事業者の協力金の交付対象となるか。	なりません。ただし、飲食店であっても、テイクアウト専門店、キッチンカー（大規模施設との契約に基づき継続的に事業を営む者に限る）等、飲食店向け協力金の対象外とされている形態であれば、対象となる可能性があります。
	22	大規模集客施設内の飲食店（午後8時以降営業）が、施設の時短営業により午後8時以降営業できない場合、協力金は交付対象となるか。	通常午後8時を超えて営業している飲食店については、本協力金ではなく、飲食店向けの協力金の交付対象となります。
	23	大規模集客施設内にテナント事業者として入居する映画館を運営しているが、どのように申請すればよいか。	映画館の床面積が1,000m ² を超えており、自己の判断で時短営業を決定した等、大規模集客施設運営事業者としての要件を満たす場合は、大規模集客施設として協力金の申請対象となります。 この場合、自己利用部分に係る協力金とあわせて、常設スクリーン数に応じた協力金の申請も可能です。 映画館の床面積が1,000m ² 以下の場合は、テナント事業者としての協力金の申請対象となりますが、この場合は、店舗面積に応じた協力金だけの申請となり、常設スクリーン数に応じた協力金の申請をすることはできません。

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金にかかるQ&A

R3/9/28現在

項 目	質 問 内 容	回 答
テナント店舗等	24 映画運営事業者及び配給会社が協力金を算定する際の常設スクリーン数とは何か。	上映する映画の終了時間が午後9時を超える予定だったスクリーンの数を言います。 もともと午後9時以前に既に上映を終了しているスクリーンは、常設スクリーンの対象に含めません。
	25 大規模集客施設が時短営業をしなくても、施設内の店舗が自発的に営業時間の短縮をした場合、協力金は交付されるのか。	「テナント事業者等に対する協力金」の交付対象となるのは、「大規模集客施設運営事業者に対する協力金」の交付対象となる大規模集客施設に入居している店舗のみです。 時短営業を行っていない大規模集客施設は、そもそも交付の対象とならないため、当該施設内のテナント店舗も交付の対象になりません。
	26 時短要請の対象施設であり、かつ時短要請に全面的に協力した大規模集客施設内に入居するテナント事業者だが、通常時から午後8時を超えて営業していない。協力金の対象となるか。	通常時から午後8時を超えて営業していないテナント事業者については、要請対象施設であり、かつ、要請に全面的に協力した大規模集客施設内に入居しているとしても、（そもそも時短営業を行っていないため）協力金の対象となりません。
営業時間等	27 要請期間中に定休日が含まれるが、交付の対象となるのか。また、時短せずに休業した場合はどうなるか。	今回の営業時間短縮に協力していただいた場合は、定休日も対象となります。 休業した場合でも協力金の対象となりますが、通常から午後8時を超えて営業していることが必要であり、協力金はその8時を超える部分のみの計算となります。
	28 本来の営業時間は正午～午後10時であるところ、開店時間を前倒しし、午前9時～午後8時とした。この場合、時短率はどうか。	開店時間を前倒ししたとしても、「2時間（午後10時から午後8時への2時間の短縮）÷10時間（本来の営業時間）」となります。 あくまで本来の営業時間を基準とします。
	29 曜日によって営業時間が異なる場合、どのように時短率を計算すれば良いか。	曜日ごとに分けて、それぞれの営業時間で時短率を算定してください。 （例）平日営業時短率、土日祝日営業時短率で分けるなど
	30 本来の営業時間は午前10時～午後10時であるところ、午後8時までの時短営業でなく休業とした。この場合、時短率はどうか。	午後8時までの時短要請なので、時短率における「短縮した時間」は、「2時間（22時から20時までの2時間の短縮）÷12時間（本来の営業時間）」となります。
	31 午後8時の営業終了とはどういう状態をいうのか。	午後8時には閉店し、店内に客がいない状態にあることをいいます。なお、従業員の8時以降の事務作業等は営業行為に当たらないので問題ありませんが、営業中と誤解を受けることのないよう配慮をお願いします。
	32 協力金の支給要件である期間内に、一時的に営業時間の短縮を実施しない日がある場合は、交付の対象となるのか。	交付の対象とはなりません。（要請期間のすべての日で応じていただくことが協力金支給の要件であるため。）
33 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるのか。	審査完了後、順次交付となります。可能な限り早い交付に努めます。	

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金にかかるQ&A

R3/9/28現在

項 目	質 問 内 容	回 答																																																																																																																																												
その他	34	<p>時短営業を知らせる「貼り紙」の様式が県ホームページに掲載されているが、必ずこの様式を使用しなければならないのか。</p> <p>県の要請に応じて、実施期間内に、午後8時以降の営業時間短縮を行っていることなどを貼り紙で周知していれば、必ずしも、県が例示している貼り紙を使用する必要はありません。 なお、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が交付されることがあります。</p>																																																																																																																																												
	35	<p>コールセンターの電話番号は。</p> <p>〈電話番号〉 0985-44-2791 〈受付時間〉 午前9時～午後5時（平日）</p>																																																																																																																																												
36	<p>映画館を運営する事業者に関する算定において、具体的な算定例が知りたい。 （大規模集客施設運営事業者用「申請の手引き」P3）</p>	<p>以下の事例を参考にしてください。 【映画館運営事業者】 全スクリーン（5つ）のうち、定期的に作品が入れ替わるため、常設スクリーン（午後9時以降の上映を予定しているスクリーン）数が日ごとで変わる場合。 →「時短営業要請に応じた常設スクリーン数×2万円×（時短営業要請に応じたことで上映できなかった映画の回数／本来上映する予定であった映画の回数）×時短日数」の算定式に基づき、日ごとに交付額を算出し、時短日数を乗じる。</p> <p>※下記の着色部分が常設スクリーン</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th colspan="2" style="text-align: left;">8月27日</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">常設スクリーン</th> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: #ffff00;"> <td>予定上映回数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <td>うち時短営業で上映できなくなった回数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th colspan="2" style="text-align: left;">8月28日</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">常設スクリーン</th> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <td>予定上映回数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <td>うち時短営業で上映できなくなった回数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th colspan="2" style="text-align: left;">8月29日</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">常設スクリーン</th> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <td>予定上映回数</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr style="background-color: #ffff00;"> <td>うち時短営業で上映できなくなった回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日によって、常設スクリーン数や時短率（上映できなかった映画回数／本来上映予定回数）が異なるため、日ごとに算出</p> <p>④映画館運営事業者向け協力金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th>要請に応じた期間</th> <th>a 要請に応じた日数</th> <th>b 常設スクリーンの数</th> <th>c 1日あたりの本来の上映回数</th> <th>d 要請対応後の1日あたりの上映回数</th> <th>e 上映できなかった上映回数 c-d</th> <th>給付額(円) 2万円×b×a×e/c (円未満切上げ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td>8月27日</td> <td>1日間</td> <td>3</td> <td>21回</td> <td>18回</td> <td>3回</td> <td>8,572</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td>8月28日</td> <td>1日間</td> <td>3</td> <td>17回</td> <td>14回</td> <td>3回</td> <td>10,589</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td>8月29日</td> <td>1日間</td> <td>5</td> <td>27回</td> <td>22回</td> <td>5回</td> <td>18,519</td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <td colspan="6" style="text-align: right;">④ 給付額合計（円）</td> <td>37,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、大規模集客施設である映画館運営者は、申請の手引きP2に記載する「①自己利用部分面積に関する算定」に基づく協力金も算定可能ですのでご注意ください。</p>	8月27日		常設スクリーン						A	B	C	D	E		予定上映回数	5	6	7	8		4	うち時短営業で上映できなくなった回数	0	1	1	1		0	8月28日		常設スクリーン						A	B	C	D	E		予定上映回数	5	4	5	7		5	うち時短営業で上映できなくなった回数	1	0	1	1		0	8月29日		常設スクリーン						A	B	C	D	E		予定上映回数	6	7	5	4		5	うち時短営業で上映できなくなった回数	1	1	1	1		1	要請に応じた期間	a 要請に応じた日数	b 常設スクリーンの数	c 1日あたりの本来の上映回数	d 要請対応後の1日あたりの上映回数	e 上映できなかった上映回数 c-d	給付額(円) 2万円×b×a×e/c (円未満切上げ)	8月27日	1日間	3	21回	18回	3回	8,572	8月28日	1日間	3	17回	14回	3回	10,589	8月29日	1日間	5	27回	22回	5回	18,519																						④ 給付額合計（円）						37,680
8月27日		常設スクリーン																																																																																																																																												
	A	B	C	D	E																																																																																																																																									
予定上映回数	5	6	7	8		4																																																																																																																																								
うち時短営業で上映できなくなった回数	0	1	1	1		0																																																																																																																																								
8月28日		常設スクリーン																																																																																																																																												
	A	B	C	D	E																																																																																																																																									
予定上映回数	5	4	5	7		5																																																																																																																																								
うち時短営業で上映できなくなった回数	1	0	1	1		0																																																																																																																																								
8月29日		常設スクリーン																																																																																																																																												
	A	B	C	D	E																																																																																																																																									
予定上映回数	6	7	5	4		5																																																																																																																																								
うち時短営業で上映できなくなった回数	1	1	1	1		1																																																																																																																																								
要請に応じた期間	a 要請に応じた日数	b 常設スクリーンの数	c 1日あたりの本来の上映回数	d 要請対応後の1日あたりの上映回数	e 上映できなかった上映回数 c-d	給付額(円) 2万円×b×a×e/c (円未満切上げ)																																																																																																																																								
8月27日	1日間	3	21回	18回	3回	8,572																																																																																																																																								
8月28日	1日間	3	17回	14回	3回	10,589																																																																																																																																								
8月29日	1日間	5	27回	22回	5回	18,519																																																																																																																																								
④ 給付額合計（円）						37,680																																																																																																																																								

宮崎県大規模集客施設等時短要請協力金にかかるQ&A

R3/9/28現在

項目	質問内容	回答																																																																																																																																			
映画館	37 映画配給会社に関する算定において、具体的な算定例が知りたい。 (テナント事業者用「申請の手引き」P2)	<p>以下の事例を参考にしてください。</p> <p>【映画館運営事業者】 全スクリーン（5つ）のうち、当該配給会社が配給している作品の上映スクリーンが日によって異なる場合。 →「時短営業要請に応じた常設スクリーン数×2万円×（時短営業要請に応じたことで上映できなかった映画の回数／本来上映する予定であった映画の回数）×時短日数」の算定式に基づき、日ごとに交付額を算出し、時短日数を乗じる。</p> <p>※下記の着色部分が常設スクリーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">8月27日</th> <th colspan="5">常設スクリーン</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定上映回数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>うち時短営業で上映できなかった回数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">8月28日</th> <th colspan="5">常設スクリーン</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定上映回数</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>うち時短営業で上映できなかった回数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">8月29日</th> <th colspan="5">常設スクリーン</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定上映回数</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>うち時短営業で上映できなかった回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日によって、常設スクリーン数や時短率（上映できなかった映画回数／本来上映予定回数）が異なるため、日ごとに算出</p> <p>④映画館運営事業者向け協力金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請に応じた期間</th> <th>要請に応じた日数</th> <th>常設スクリーンの数</th> <th>a 1日あたりの本来の上映回数</th> <th>d 要請対応後の1日あたりの上映回数</th> <th>e 上映できなかった上映回数 a-d</th> <th>給付額(円) 2万円×b×a×e/a (円未満切上げ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月27日</td> <td>1日間</td> <td>3</td> <td>21回</td> <td>18回</td> <td>3回</td> <td>8,572</td> </tr> <tr> <td>8月28日</td> <td>1日間</td> <td>3</td> <td>17回</td> <td>14回</td> <td>3回</td> <td>10,589</td> </tr> <tr> <td>8月29日</td> <td>1日間</td> <td>5</td> <td>27回</td> <td>22回</td> <td>5回</td> <td>18,519</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">④ 給付額合計(円)</td> <td>37,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、当該作品単位でなく、スクリーン全体での上映する予定であった映画の回のうち、当該作品の上映できないこととなった回数で算出することにご留意ください。</p> <p>(例) あるスクリーンにおいて配給会社Aが作品①を4回、配給会社Bが作品②を2回上映する予定であったものの、作品①の上映回数が3回となった場合は、当該スクリーンにおける本来上映回数は6回（4+2）、時短営業に応じたことで上映できなくなった回数は1回となる。</p>	8月27日		常設スクリーン						A	B	C	D	E	予定上映回数	5	6	7	8	4	うち時短営業で上映できなかった回数	0	1	1	1	0	8月28日		常設スクリーン						A	B	C	D	E	予定上映回数	5	4	5	7	5	うち時短営業で上映できなかった回数	1	0	1	1	0	8月29日		常設スクリーン						A	B	C	D	E	予定上映回数	6	7	5	4	5	うち時短営業で上映できなかった回数	1	1	1	1	1	要請に応じた期間	要請に応じた日数	常設スクリーンの数	a 1日あたりの本来の上映回数	d 要請対応後の1日あたりの上映回数	e 上映できなかった上映回数 a-d	給付額(円) 2万円×b×a×e/a (円未満切上げ)	8月27日	1日間	3	21回	18回	3回	8,572	8月28日	1日間	3	17回	14回	3回	10,589	8月29日	1日間	5	27回	22回	5回	18,519																						④ 給付額合計(円)						37,680
8月27日		常設スクリーン																																																																																																																																			
	A	B	C	D	E																																																																																																																																
予定上映回数	5	6	7	8	4																																																																																																																																
うち時短営業で上映できなかった回数	0	1	1	1	0																																																																																																																																
8月28日		常設スクリーン																																																																																																																																			
	A	B	C	D	E																																																																																																																																
予定上映回数	5	4	5	7	5																																																																																																																																
うち時短営業で上映できなかった回数	1	0	1	1	0																																																																																																																																
8月29日		常設スクリーン																																																																																																																																			
	A	B	C	D	E																																																																																																																																
予定上映回数	6	7	5	4	5																																																																																																																																
うち時短営業で上映できなかった回数	1	1	1	1	1																																																																																																																																
要請に応じた期間	要請に応じた日数	常設スクリーンの数	a 1日あたりの本来の上映回数	d 要請対応後の1日あたりの上映回数	e 上映できなかった上映回数 a-d	給付額(円) 2万円×b×a×e/a (円未満切上げ)																																																																																																																															
8月27日	1日間	3	21回	18回	3回	8,572																																																																																																																															
8月28日	1日間	3	17回	14回	3回	10,589																																																																																																																															
8月29日	1日間	5	27回	22回	5回	18,519																																																																																																																															
④ 給付額合計(円)						37,680																																																																																																																															